

## 震災津波関連資料収集・整理・保存・活用に係る課題及び対応の方向性

課 題	対 応 の 方 向 性 ( 案 )
<p><b>1 震災津波関連資料の収集・整理・保存・活用の目的の明確化</b> 震災津波関連資料の収集や公開の目的が不明瞭なため、組織的、系統的な資料の収集や公開などができない。また、資料の保有者から資料を提供いただく上でも目的の明確化は必要。</p>	<p><b>1 震災津波関連資料の収集・整理・保存・活用の目的の明確化</b> (1) 震災津波及び震災からの復旧・復興の状況を後世に残すとともに、これらの出来事から得た教訓を国内外の防災活動に活かすため、岩手県内における震災津波関連資料の収集・整理・保存・活用（以下「収集活用等」という）を進める。 (2) (1) に掲げる震災津波関連資料のうち、主に次の<b>3つの観点に立った収集活用等を優先</b>して進める。 <b>ア 防 災</b> 今後、国内外で発生する大規模災害に迅速かつ・的確に対応する上で必要な資料の収集活用等を進める。 <b>イ 教 育</b> 復興教育、防災教育を進め、子どもたちの心身の発達を促す上で必要な資料の収集活用等を進める。 防災ボランティア、自主防災組織、地域防災リーダー、語り部などの人材育成を進める上で必要な資料の収集活用等を進める。 <b>ウ 交流人口</b> 震災復興ツーリズム、震災学習（企業、修学旅行）などを意識した資料の収集活用等を進める。</p>
<p><b>2 震災津波関連資料データの共有化</b> (1) 現在は、県や市町村がそれぞれ資料を収集・保存等しているため、今後、互いに連携し、情報共有したり発信するためには、県や市町村が保有する資料についてのデータベース及びデータの共有化が必要。 (2) 震災津波関連資料をデジタル化し、公表するデジタルアーカイブの必要性は分かるが、デジタルアーカイブの構築・維持等に係る費用（人的コストを含む）が分からない。過大な負担を負う可能性もあり、関連した取組を進めにくい。</p>	<p><b>2 震災津波関連資料データの共有化</b> (1) <b>震災津波関連資料の収集活用等に係るガイドラインの作成</b> 震災津波関連資料を収集・整理・保存・活用する際の基本的な考え方や留意点についてガイドラインを作成し、県と市町村で共有する。 (2) <b>デジタルアーカイブの構築</b> 「1」に掲げる収集活用等を効果的に行うため、次に掲げるデジタルアーカイブを構築する。 <b>ア</b> 現在、県や市町村等が保有する<b>震災津波関連資料のリスト</b> <b>イ</b> 震災津波関連資料の<b>デジタルコンテンツ</b>（遺物などは、スキャンや撮影などの方法によりデジタルデータ化したもの） <b>ウ</b> ア及びイを保存する<b>データストレージ</b>及び整理された形でデータを県民等に提供するための<b>Web サイト</b> また、デジタルアーカイブの構築にあたっては、利便性や拡張性を担保しながら構築・維持にできるだけ費用がかからない方法を検討し、その方向性については2（1）のガイドラインに盛り込む。 併せて、県内市町村等がデジタルアーカイブを構築する際に県や大学、関係機関等が技術的助言などの支援を行うしくみづくりについて検討し、その方向性については2（1）のガイドラインに盛り込む。</p>
<p><b>3 震災津波伝承施設の設置</b> (1) 市町村の中には伝承施設設置の動きがあるが、これとは別に県内沿岸地域全体の被災・復興状況を伝承する施設が必要。 (2) (1) の施設と沿岸各地の伝承施設のネットワーク化が必要。</p>	<p><b>3 震災津波伝承施設の設置</b> (1) <b>県内沿岸地域全体の被災・復興状況を伝承する施設の設置</b> 高田松原津波復興祈念公園内に震災津波伝承施設を設ける方向で外部有識者の意見も聞きながら検討中。 (2) <b>震災津波伝承施設同士の連携</b> 県及び市町村等の震災津波伝承施設との連携方策について検討し、2（1）のガイドラインに盛り込む。</p>
<p><b>4 資料に係る関係機関との連携</b> 警察、自衛隊、報道機関等の外部機関に対して写真等の資料提供を依頼しても、市町村単独では許可されない場合が多い。</p>	<p><b>4 資料に係る関係機関との連携</b> 震災津波関連資料に係る関係機関との連携方策について検討し、2（1）のガイドラインに盛り込む。</p>
<p><b>5 普及啓発</b> 資料を提供いただく意味でも資料の収集・保存等の重要性について、住民や関係団体へ普及・啓発する必要がある。</p>	<p><b>5 普及啓発</b> 県や市町村、関係機関が連携して、住民や関係団体を対象とした講演会や研修会、ワークショップ等を開催する。</p>

※ 「課題」は、沿岸市町村へのヒアリングなどを基に作成。

**□ 震災津波関連資料の範囲（ウラ面「資料3-図」参照）**

当面、震災津波関連資料の範囲は当面、以下に掲げるものとする。

- ① 東日本大震災津波の実態が分かるもの  
津波の遡上高、震源・地震の情報 など
- ② 東日本大震災津波の被害の実態が分かるもの  
津波が押し寄せる映像、2時46分で止まった時計 など
- ③ 東日本大震災津波の対応の実態が分かるもの  
災害対策本部の議事録、記録誌、広報誌 など

- ④ 被災者の生活実態が分かるもの  
避難所、仮設住宅での活動計画書、活動記録、住民アンケート など
- ⑤ 復興計画・事業の経過などを示す資料・記録類  
復興計画、まちづくり協議会の資料 など
- ⑥ 震災前のまちの様子（街並み、生活、文化等）が分かるもの  
震災前の映像、写真 など